

重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 三宝会
事業者の所在地	〒437-1102 静岡県袋井市浅名 1577-1
代表者の氏名	理事長 岡田 泰稔 (オカダ ヒロトシ)
介護保険事業所番号	2 2 7 6 6 0 0 0 4 2

2 ご利用施設

施設の名称	紫雲の園		
施設の所在地	〒437-1102 静岡県袋井市浅名 1577-1		
利用定員	9名 (介護予防短期入所生活介護を含む)		
施設の管理者名	施設長 岡田 昌孝 (オカダ マサタカ)		
電話番号	0538-23-4710	FAX 番号	0538-23-4891

3 ご利用施設に併設する事業

事業の種類と名称	利用定員	指定年月日
介護老人福祉施設 紫雲の園	90人	平成12年4月1日
通所介護相当サービス 浅羽デイサービスセンター	50人	平成12年3月1日
通所型サービスA 浅羽デイサービスセンター	15人	平成29年4月1日
居宅介護支援 浅羽ケアマネジメントセンター	※	平成11年8月1日

4-1 指定短期生活介護の運営方針

事業の目的	この事業は、利用者がその心身の状況、置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持、又利用者が抱える社会的孤立感の解消を図るため、日常生活上必要な介護及び機能訓練を行なうと共に、利用により利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	事業の運営にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス提供機関及び居宅介護支援事業者や他の居宅サービス提供事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供を行なうことを運営の方針とします。

4-2 指定介護予防短期入所生活介護の運営方針

事業の目的	この事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行ない利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行なうことを目的とします。
運営の方針	事業の運営にあたっては、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することを運営の方針とします。

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地（全体）		13714.75 m ²
専用建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	延床面積	215.74 m ²

(2) 居室

居室の種類	数	面積	1人あたり面積
個室	7室	90.3 m ²	12.9 m ²
2人部屋	1室	21.5 m ²	10.7 m ²

※指定基準は、居室1人あたり10.65 m²以上

(3) その他の主な設備（共用）は、本体施設と共用

設備の種類	数	面積	備考
食堂・機能訓練室	1室	34.1 m ²	
一般浴室	1室	37.2 m ²	共用
機械浴室	1室	25.5 m ²	共用
便所	1室	14.4 m ²	
洗面所	8箇所		各居室内
静養室	2室	16.0 m ²	共用
医務室・看護職員室	1室	31.0 m ²	共用
介護職員室	1室	33.6 m ²	共用

6 職員体制（主たる職員）

令和6年4月1日現在

職種	業務内容	人員数
施設長	・特別養護老人ホーム「紫雲の園」全体の総括	常勤/1人
生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助（入所相談） ・事業所内、法人内のサービス、調整 ・欠員（職員）が出た際の人員調整 ・他機関（市町村、医療機関、福祉サービス事業所）との連携 ・職員教育・指導 ・その他必要な介護（通院介助、外出、送迎等）	常勤/1人以上
看護職	・利用者及び家族に対する健康に関する相談、援助 ・利用者の健康管理（バイタルチェックなど） ・処置、健康チェック ・機能訓練 ・病院受診の介助	常勤/2人以上
介護職	・短期入所生活介護計画書に基づく各種介護業務 ・介護予防短期入所生活介護計画書に基づく各種介護業務 ・行事活動の運営、実施 ・記録物の作成、記入 ・担当ご利用者様の周辺環境整備、整理、管理 ・その他日常生活上必要な援助	常勤/非常勤 20人以上
管理栄養士	・利用者の栄養全般の管理 ・利用者の食事の提供 ・利用者及び家族に対する食事に関する相談、援助 ・その他必要な援助（栄養マネジメント）	常勤/1人
機能訓練 指導員	・利用者の機能訓練 ・その他必要な援助	常勤/1人
医師 (嘱託医)	・紫雲の園診療所の管理（施設内回診 1回/週） ・利用者の健康管理及び指導 ・専門医、専門医療機関への受診判断	1人

※機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師

7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休日
施設長	正規の勤務時間帯 8:30～17:30	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯 8:30～17:30 常勤で勤務	4週8休
機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30	4週8休
看護職員	日勤 8:30～17:30 遅番 9:00～18:00 通常1日常勤3人体制で勤務。夜間は、交代で自宅待機し、緊急時に備えます。	4週8休
介護職員	早番 7:00～16:00 早番② 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00 遅番 10:00～19:00 夜勤 16:45～ 9:15 通常昼間は、早番、日勤、遅番の常勤換算10人体制。 夜間は2人以上の夜勤体制。	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯 8:30～17:30 常勤で勤務	4週8休
医師	週1日 木曜日 13:30～14:30 勤務	

8 営業日及び利用方法

営業日	年中無休
ご利用、予約の方法	利用については、担当のケアマネジャーを通じて申し込みの予約をしてください。 *3ヶ月前から予約を受付が出来ます。

9 サービスの概要及び利用料

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
日常生活に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の介助 ・移乗、移動（離床）の介助 ・整容の介助 ・養護（休養） ・その他必要な身体介護 	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額（ただし、法定代理受領の場合も上記に準ずる。）
入浴に関すること	<ul style="list-style-type: none"> *入浴回数 週2回 *入浴の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・一般浴による入浴 ・特殊浴槽による入浴 *介護の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の着脱の介助 ・身体の清拭、洗髪、洗身の介助 ・その他必要な介助 	

食事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に適した食事の調理（栄養士の配置） ・配膳下膳の介助 ・食事摂取の介助 ・その他必要な食事の介助 	
機能訓練に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常動作に関する訓練 ・レクリエーション ・体操 ・行事への参加 	
医療、看護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬の介助 ・褥創等の予防・処置 ・カテーテル等の管理 ・バイタルチェック ・その他医師の指示による医療的処置 	
送迎（必要とされた方）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎車両までの移動及び乗降介助 ・車両による送迎 	
相談及び助言に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常動作能力維持、向上に関する相談、助言 ・他の福祉サービス利用に関する相談、助言 ・福祉用具利用に関する相談、助言 ・その他必要な相談、助言 	

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内 容	利 用 料
居住費	・従来型個室	1日 1,231円
	・多床型	1日 915円
食事の提供に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・食事材料代 食事調理費 ※キャンセルにつきましては、朝食は前日17:00、昼食は当日10:00、夕食は当日14:00までとし、各時間を過ぎますと費用が発生します。	令和6年8月～ 1日 1,600円 朝食 320円 昼食 750円 夕食 530円
日常生活においても通常必要となるもの	・日用品費	1日 100円
理美容代	・出張による理美容	実費
通常の送迎実施区域(袋井市・掛川市・磐田市・森町)以外への送迎	・通常の送迎実施区域を越えた時点より片道10km未満	片道 200円
	・通常の送迎実施区域を越えた時点より片道10km以上	1km 20円

1 0 短期入所生活介護計画書（介護予防短期入所生活介護計画書）の作成等

短期入所生活介護計画書、介護予防短期入所生活介護計画書）の作成	事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者には、利用者の居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、利用するサービスの継続性に配慮して、短期入所生活介護計画書（介護予防生活介護計画書）を作成し、利用者又は家族に対してその内容を説明します。
サービスの管理、評価	事業者は、利用者に対し短期入所生活介護計画書（介護予防短期生活介護計画書）に基づいて各種のサービスを提供し、サービスの実施状況及び目標達成の状況を記録し、評価を行ないます。

1 1 利用料の支払方法

口座振替	1 ヶ月間の利用料を、利用者指定の口座より、翌月の 27 日に自動振替によりお支払いいただきます。
現金又は振込	最初の利用月分と、それ以後も希望される方は、1 ヶ月間の利用料を翌々月 10 日までに現金又は事業者の指定口座への振込みによりお支払いいただきます。

1 2 緊急時の措置

主治医への引継ぎ	利用者の状態が急変する等の緊急時には、速やかに主治の医師に連絡し、引継ぎをします。
指定医療機関での対応	<p>主治の医師による対応が困難な場合は、あらかじめ定めた次の医療機関により、必要な対応を行ないます。</p> <p>医療機関名 徳永医院 院長名 徳永忠司 所在地 袋井市西同笠 149- 1 診療科 内科</p> <p>契約の概要 当事業所が実施する介護サービス提供中に、その利用者の心身の状態に変化がみられ、医療行為が必要であると判断される場合には、協力医である徳永医院は、その処置に協力します。</p>
救急搬送について	<p>契約の概要 当事業所が実施する介護サービス提供中に、その利用者の心身の状態に緊急事態が生じた場合には、届けられた連絡先に速やかに連絡します。</p> <p>また、医師の判断により緊急医療機関等への受診が必要であると判断された場合には、救急搬送を手配します。医療機関への受診の際には、必ずご家族の同行を願います。</p> <p>医療機関名 中東遠総合医療センター 掛川市菖蒲ヶ池 1 番 1 磐田市立総合病院 磐田市大久保 512 番地 3</p>

1 3 非常災害対策

非常災害時の対応	別に定める「紫雲の園消防防災規定」に基づき対応します。
近隣との協力関係	日常の訓練に地域住民の参加が得られるように、地域との連携強化に努めております。また、地域の方に防災協力員を委嘱し、非常災害時には直ちに応援をいただけるように依頼すると共に、交代で宿直していただくことによって、夜間の防災体制を強化しています。
日常の訓練等	別に定める「紫雲の園消防防災規定」に基づき、様々な非常災害に対応する訓練を毎月 1 回実施し、総合防災訓練を毎年 2 回実施しています。また、防災設備関係業者に委託を行い、自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯などの設備機具の点検を実施します。更に、必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。

1 4 秘密保持

職員の守秘義務	職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。 職員であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、職員でなくなった後においても漏らすことのないよう、その旨を職員との雇用契約の内容の一部としています。
ボランティア、実習生等への守秘の指導	ボランティア、実習等により事業所を訪れた者が知り得た利用者又はその家族の秘密の保持については、漏らすことのないよう文書で指導します。

1 5 情報の提供・開示及び収集

情報の提供	利用者の円滑な他の福祉サービスの利用、医療機関での受診のため、福祉、医療等の関係機関から情報の提供を求められた場合、利用者又はその家族の必要最小限の情報を提供することがあります。
情報の開示	事業者が主催する各種の行事、地域社会での行事等において、事業の内容を理解してもらうため、利用者の氏名、写真製作品等を開示することがあります。
情報の収集	サービスの提供にあたり必要な情報について、他の福祉、医療機関に利用者の情報を求めることがあります。

1 6 損害の賠償

損害の賠償	事業者の管理下において、利用者に対して事業者側の故意又は重大な過失により賠償すべき事態が発生した場合は、損害賠償を行いません。
-------	---

1 7 虐待防止について

高齢者虐待	当施設では、利用者等の人権擁護・虐待防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。また、虐待防止委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。
-------	--

1 8 衛生管理について

施設衛生管理	当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
--------	--

19 苦情等の申し立て先

①事業所窓口	電 話：0538 - 23 - 4710 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 担 当：受付担当者 金海 将士 解決責任者 岡田 昌孝
②第三者委員	・紫雲の園を運営する社会福祉法人三宝会では苦情解決第三者委員を設置しサービス利用に対する苦情等に対応しています。 苦情解決第三者委員 石黒久博 0538-23-2991 江川唯姫子 0538 - 24 - 0679
③行政機関窓口	・介護保険制度においては、保険者である袋井市、国民健康保険団体連合会、静岡県等で苦情を受け付けています。 袋井市役所保険課介護保険係 0538 - 44 - 3152 静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 054 - 253 - 5590

20 第三者評価の実施の有無

第三者評価	第三者評価は実施しておりません。
-------	------------------

21 ご利用の際に留意いただく事項

状態の連絡	円滑な利用のため、指定の様式により、利用日前の体温、排便の状況等を記録しご持参ください。
緊急連絡先	緊急連絡先（出来れば複数）を指定の用紙に記入しご持参ください。
所持品の管理	所持品は、利用期間を勘案して必要最小限のものとし、利用の当日に身につけてくる物のほか、全てに名前を記し、指定の持ち物確認表に記入して提出してください。
金品等の扱い	現金、貴重品は持参しないでください。
訪問、面会	面会時間は基本的に 8:30～17:00 までです。
設備、器具の利用	事業所の設備や器具は自由にご利用できますが、本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反した使用、又は故意により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙、飲酒	喫煙は、定められた場所をお願いします。 飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

本書面に基づいて、以上のとおり短期入所生活介護サービス提供に関する重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住所	静岡県袋井市浅名1577番地の1
	事業者名	社会福祉法人 三宝会
		紫雲の園施設長 岡田 昌孝 印

説明者

本書面に基づいて、短期入所生活介護サービス提供に関する重要事項の説明を受け、本書面に基づいたサービスの利用に同意します。

なお、重要事項説明書のうち『11 利用料の支払い方法』については、

1 口座振替 2 現金 3 貴事業所指定の口座への振り込み により利用料の支払いをします。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

保証人	住所	
	続柄 (利用者の)	
	氏名	印